

北海道価値創造パートナーシップ プラットフォーム規約

(名称)

第1条 このプラットフォームは、「北海道価値創造パートナーシップ」と称する。

(目的)

第2条 本プラットフォームは、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、地域の発展と我が国の課題解決に貢献するため、「世界水準の価値創造空間」の形成を目指すことをビジョンに掲げる「北海道総合開発計画」(平成28年3月29日閣議決定)を踏まえ、北海道の価値創造力を高めるため、多様な人材の緩やかな「つながり」とコミュニケーションの「ひろがり」を促進し、関係者が緩やかに連携・情報共有を行い、地域づくり人材の広域的・横断的な支援・協働の拡大・充実を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 地域サポート力の向上に資する取組(地域パートナーシップ活動、情報発信等)
- (2) 北海道内外の人材交流の場づくり(全道的な北海道価値創造パートナーシップ会議等)
- (3) 優良な取組の評価・普及
- (4) その他目的達成に必要な活動

(構成員)

第4条 本プラットフォームは、第2条の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 地域づくりに主体的に取り組む個人・法人・団体等
- (2) 地域づくりを支援する有識者・団体等
- (3) 経済団体
- (4) 行政機関(国、地方公共団体)

2 構成員は、任意に加入・脱退することができる。

3 構成員の登録については、別途、登録要領を定める。

(幹事会)

第5条 本プラットフォームを円滑に運営するため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、別表のとおりとする。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者(地域づくり人材、有識者等)の参加を幹事会に求める

ことができる。

- 5 幹事会は、本規約の改廃を行う。
- 6 本プラットフォームの構成員は、幹事会に対して、第3条の活動に関して意見を申し出ることができ、幹事会は、意見の申出を受けた場合、適切に対応する。

(事務局)

第6条 本プラットフォーム及び幹事会の事務局を、国土交通省北海道局及び北海道開発局に置く。

(経費の負担)

第7条 本プラットフォームが行う活動の経費は、事務局で負担することを原則とするが、取扱いは次による。

- (1) 第3条(1)の地域パートナーシップ活動に要する経費の負担については、必要に応じて、案件毎に決定する。
- (2) 地域パートナーシップ活動以外のプラットフォームが行う活動に要する経費の負担については、必要に応じて、関係者で協議し、決定する。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その取扱いを幹事会で定めるものとする。

附則

この規約は、平成28年11月28日から施行する。

別表(第5条関係)

構成員	株式会社北洋銀行
	北海道経済連合会
	一般社団法人北海道商工会議所連合会
	公益財団法人はまなす財団
	一般財団法人北海道開発協会
	北海道
	札幌市
	総務省北海道総合通信局
	経済産業省北海道経済産業局
	国土交通省北海道運輸局
	国土交通省北海道局(事務局)
	国土交通省北海道開発局(事務局)